

2019年度 自己点検・評価シート

| | |
|-----|------|
| 基準7 | 学生支援 |
|-----|------|

* 各組織における新たな目標または、「2018年度時点の問題点(課題)」の改善に向けた目標を設定してください。
 * 2018年度の取り組みに対して内部質保証委員会の「所見」が付されている場合には、その改善に向けた目標を設定してください。

| 項目 (●:点検・評価項目 ○:評価の視点) | ①現状説明、②長所・特色、③問題点 (2019年度期首時点) | ①2019年度以降の達成目標(*) ②達成度を測るための客観的な指標 | ①2019年度の取り組みとその成果 ②2019年度の取り組み後の問題点(課題) | 自己評価 | 根拠資料 | 内部質保証委員会 所見(助言) |
|---|---|---|--|------|---|--------------------------------|
| ⑦ ●学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。 ⑧ ○学生の「修学」に関する支援 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 | <p>[現状説明]「大学における学生相談体制の充実方策について」(日本学生支援機構、2007年)において、学生相談とは、教育の一環として位置づけられるとともに、総合的な学生支援の中で、その独立性と独自性を保ちながら、同時に他の学内学生支援組織との連携・協働をはかることが求められている。本学における学生相談は、他の学内学生支援組織と連携を保ちながら、学生生活、対人関係、学業、心理、性格、家族、就職、将来といった学生が直面する多様な問題に対して、全人的支援を行い、学生の精神的な成長を支えることに力を置いて、支援活動を深めている。とりわけ、学生の「修学」に関する支援では、学生課、学務課との連携の下に、留年者及び休学者の状況把握と対応、退学希望者の状況把握と対応に努めている。具体的には、留年や休学、退学に至る可能性が高い学業不振の学生を対象とした学習相談において、学生相談室のカウンセラーが巡回・待機し、休学、退学を希望する学生に対する学生課の面談に学生相談室のカウンセラーが同席し、休学、退学に至ったいきさつを傾聴し、今後のアドバイスを行うなど、他の学生支援組織との連携による学生支援の体制を充実させている。</p> <p>[長所・特色]本学の学生相談室における来談者数の全学生に対する利用率は2018年度には5.6%に上っている。これは全国の同規模大学の平均値と言われている3.0%と比較して高く、学生に開かれた学生相談体制が準備できていると考えられる。また、学習相談や休学、退学の学生への面談に学生相談室のカウンセラーが同席するなど、大学生生活に困難を抱えている学生が相談しやすい環境を整備している。こうした取り組みにより、困難を抱えている学生たちが直面している課題についての大学の適確な把握につながっていると考えられる。</p> <p>[問題点]学生相談室のスタッフの数が限られており、また学生相談室の利用率が高いため、学生相談室のカウンセラーの個人面接の稼働率が高く、休学や退学の同席には対応できないことがある。また、学生が休学や退学に至る前の段階で、その可能性が高い学生に対して早期の支援を行うことが望ましいが、これを実現するためには、全学的な連携をより密にし、有機的なものにするのが求められる。</p> | ①休学や退学に至る学生たちの背景についてのより詳細な分析を行う。②学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、退学者及び休学者数。 | ①2019年度の学生相談室利用者に関して、来談者実数、来談者延べ数、学生対応数、サロン利用者数の確定値が出るのは、2020年4月以降となる。ただ、2020年1月現在、来談者実数、来談者延べ数、学生対応数、サロン利用者数のすべての項目において、高水準を維持している。とくに来談者延べ数では、過去最高であった2018年度に次ぐ数であり、とくに女子学生の面談回数の増加が顕著である。休学や退学に至る学生たちの背景についての分析については、ほぼ毎月開催されている学生相談委員会の事例検討において、検討を重ねてきた。休学や退学に至る学生たちの多くは、初年度に単位が十分に取得できていないことが確認されており、初年度教育のさらなる充実と初年次の学生に対する学生相談室の周知が求められる。②1年次の学生に対するケアならびに休学や退学に至る前に学生相談室に学生たちがつながる多様なパイプを準備することが今後の課題となる。 | A | 学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、退学者及び休学者数。 | 助言等は特にありません。引き続き改善・向上に努めてください。 |
| ⑩ ●学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。 ⑫ ○学生の「生活」に関する支援 ・学生の相談に応じる体制の整備 ・学生の心身の健康への配慮 | <p>[現状説明]「大学における学生相談体制の充実方策について」(日本学生支援機構、2007年)において、学生相談とは、教育の一環として位置づけられるとともに、総合的な学生支援の中で、その独立性と独自性を保ちながら、同時に他の学内学生支援組織との連携・協働をはかることが求められている。本学の学生相談は、以前は学生のありとあらゆる相談に応じてきたが、学内学生支援組織が充実し、分化した現在は、他の学内学生支援組織と連携を保ちながら、学生生活、対人関係、学業、心理、性格、家族、就職、将来といった学生が直面する多様な問題に対して、全人的支援を行い、学生の精神的な成長を支えることに力を置いて、支援活動を深めている。本学の学生相談室ではいずれも臨床心理士と公認心理師の資格を有する二名の専任カウンセラーならびに二名の嘱託カウンセラーを配置し、これに併せて、一名の受付・事務、六名の教員委員によって、手厚い学生相談の体制を構築している。2015年からは六つの面接室をもつ新学生相談室に移転し、学生相談の体制のさらなる整備を進めている。その結果、2018年度の学生相談室への来談者延べ数は1988名と、これまでで最も高い水準となっている。</p> <p>[長所・特色]専任ならびに嘱託カウンセラー四名に併せて、教員委員六名を配置する手厚い相談体制を築いているところにある。また、学生相談室の一角をサロンとして解放し、学生同士の交流やスタッフとの関わりを行う活動も充実させている。</p> <p>[問題点]学生たちの相談の内容が複合的になっている中で、学生の経済的支援や社会的サポートに具体的に踏み込むためには、高等教育に対するより実質的な政策的支援が必要であると思われることもある。</p> | ①カウンセラーの力量向上を目指し、学生相談室内の研修を定期的実施するなど、さらにスタッフの研修体制を充実させる。②「公認心理師」試験の成果ならびに学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、サロンの利用者数。 | ①2019年4月より新しい嘱託カウンセラーを迎えて新体制で臨んだ。現在のスタッフは、二名の専任カウンセラーならびに二名の嘱託カウンセラーのすべてが臨床心理士ならびに公認心理師の資格を持ち、専門家として日々の研鑽に努めている。学生相談室内でのスタッフ・ミーティングや研修をはじめとする研修体制の充実を図っている。2019年度の学生相談室利用者に関するデータの確定は2020年4月以降となるが、2019年1月現在、来談者実数、来談者延べ数、学生対応数、サロン利用者数のすべての項目において、過去最高であった2017年度、2018年度と同等の高い水準を維持している。②現在、学生の相談件数が2名の専任カウンセラーおよび2名の嘱託カウンセラーで対応できる飽和値に近づいており、さらなる支援体制の充実のためには、スタッフの増員等の対応が検討される必要があると考えられる。 | A | スタッフが有する資格ならびに研修の質と量、学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、サロンの利用者数。 | 助言等は特にありません。引き続き改善・向上に努めてください。 |

2019年度 自己点検・評価シート

| | |
|-----|------|
| 基準7 | 学生支援 |
|-----|------|

* 各組織における新たな目標または、「2018年度時点の問題点(課題)」の改善に向けた目標を設定してください。
 * 2018年度の取り組みに対して内部質保証委員会の「所見」が付されている場合には、その改善に向けた目標を設定してください。

| 項目 (●:点検・評価項目 ○:評価の視点) | ①現状説明、②長所・特色、③問題点 (2019年度期首時点) | ①2019年度以降の達成目標(*) ②達成度を測るための客観的な指標 | ①2019年度の取り組みとその成果 ②2019年度の取り組み後の問題点(課題) | 自己評価 | 根拠資料 | 内部質保証委員会 所見(助言) |
|---|--|--|---|----------|---|---------------------------------------|
| <p>●学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか</p> <p>① ○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p> | <p>[現状説明]「大学における学生相談体制の充実方策について」(日本学生支援機構、2007年)において、学生相談とは、教育の一環として位置づけられるとともに、総合的な学生支援の中で、その独立性と独自性を保ちながら、同時に他の学内学生支援組織との連携・協働をはかることが求められている。本学の学生相談活動は、ほぼ毎月行われる学生相談委員会において、毎月の活動状況と事例報告(来談者が特定されないように配慮され、守秘義務は十分に守られている)を行うことで、その活動の適切性について定期的に点検・評価が行われている。また、学生相談室ならびに学生相談委員会の活動の詳細については、毎年刊行されている「学生相談室報告書」に記載し、全学教職員ならびに国会図書館、他大学の学生相談室に配布し、フィードバックを受けている。さらには、全学の学生支援組織の連携・協働のために設けられている学生支援会議において、学生相談委員会の活動報告が行われることによって、その活動の適切性が点検・評価され、それをフィードバックして、改善・向上に向けた取り組みを行っている。</p> <p>[長所・特色]学生相談室では、面談の来談者数から小対応の学生数、サロン利用の学生数に至るまで、細かく学生相談に関するデータを記録、保存しており、学生相談体制ならび諸活動の推移について、詳細に検討することが可能になっている。来談者の個別相談内容についても同じく細かく記録をとり、保管しており、さまざまな角度からの活動の点検・評価が可能になっている。</p> <p>[問題点]守秘義務があるために、連携・協働の場面において、学生相談室の具体的な活動内容を学内の他部署、他のスタッフに伝える際に、さまざまな工夫が必要になることがある。</p> | <p>①学生相談委員会ならびに学生支援会議において学内の学生支援の連携について、さらなる情報交換を重ねる。</p> <p>②「学生相談室報告書」における学生相談室の活動報告、研修会の記録等の記録。</p> | <p>①2019年度、学生相談室の学生支援の活動については、ほぼ毎月開催される学生相談委員会において詳細に審議、報告を行い、守秘義務を守りながらも、可能な限りの点検、評価を行い、改善につなげてきた。とりわけ、新規来談の事例については、学生相談委員会のなかですべての事例についての報告(来談者は匿名、配布資料はすべて会議後返却)を行い、事例検討を重ねてきた。また、毎週水曜日に嘱託カウンセラーも含めたスタッフミーティングを行い、情報の共有にも努めてきた。カウンセラーならびに教員は、このような事例報告と研鑽の機会をもつことにより、学生支援の質の改善、向上に努めている。②守秘義務があるため、他部署のスタッフ、教員に対して、学生相談室の具体的な活動内容を伝えるのが困難な場合がある。ただし、連携、協働についてはこまめに行っている。</p> | <p>A</p> | <p>「学生相談室報告書」における学生相談室の活動報告、研修会の記録等の記録。</p> | <p>助言等は特にありません。引き続き改善・向上に努めてください。</p> |

2019年度 自己点検・評価シート

学生相談委員会

基準11 教学ビジョン(4つのクオリティ)

*各組織における新たな目標または、「2018年度時点の問題点(課題)」の改善に向けた目標を設定してください。
*2018年度の取り組みに対して内部質保証委員会の「所見」が付されている場合には、その改善に向けた目標を設定してください。

| 項目 (●:点検・評価項目 ○:評価の視点) | ①現状説明、②長所・特色、③問題点 (2019年度期首時点) | ①2019年度以降の達成目標(*) ②達成度を測るための客観的な指標 | ①2019年度の取り組みとその成果 ②2019年度の取り組み後の問題点(課題) | 自己 評価 | 根拠資料 | 内部質保証委員会 所見(助言) |
|---|--|---|--|----------|---|------------------------------|
| <p>④ ●教学ビジョンの実現に向け、サポート・クオリティを向上させる取り組みが行われているか ○各組織の長所・特色となるような取り組みの実施</p> | <p>[現状説明]本学の4つのクオリティのうち、サポート・クオリティでは、「学習の支え、生活の支え、心の支え。学生ひとりひとりの自立性の涵養を目的とした全学的なサポート体制をつくる」ことが目指されているが、本学の学生相談では、学業、就職といった特定の問題の現実的解決を図ると共に、他の学内学生支援組織と連携を保ちながら、学生生活、対人関係、学業、心理、性格、家族、進路、将来といった学生が直面する多様な問題に対して、全人的支援を行い、学生の精神的な成長を目指すことに力点を置いて、支援活動を深めている。とりわけ、学生の「生活の支え」「心の支え」を中心とする支援組織として、学生の相談に応じる体制の中心にあるのが学生相談室であるが、本学の学生相談室ではいずれも臨床心理士と公認心理師の資格を有する二名の専任カウンセラーと二名の嘱託カウンセラーを配置し、これに併せて、一名の受付・事務、六名の教員委員によって、手厚い学生相談の体制を構築している。具体的な相談活動としては、カウンセリングによる学生相談(原則として、1回50分から60分対面して行う個別相談)の充実とともに、サロンでの学生同士あるいはスタッフと語り合う活動の促進、さらには、「出会いの会」、「学生相談わーくしょっぷ」、「女子会」を開催するなど、学生の「生活」「心」に関する支援プログラムを準備してきた。2015年には六つの面接室をもつ新学生相談室に移転し、その後も相談室のメンテナンスを行い、学生相談の体制のさらなる整備を進めている。なお、2018年度の学生相談室への来談者延べ数はこれまでで最も高い水準であった。</p> <p>[長所・特色]専任ならびに嘱託カウンセラー4名に加えて、教員委員6名による手厚い相談体制を築いているところにある。また、学生相談室の一角をサロンとして解放し、学生同士の交流やスタッフとの関わりを行う活動も充実させている。</p> <p>[問題点]さまざまな生活面、心理面での困難を抱え、相談を必要としているにもかかわらず、来室の機会のない学生たちに対する働きかけが課題として挙げられる。</p> | <p>①「出会いの会」「学生相談わーくしょっぷ」「女子会」の参加者の層を広げ、より充実したものとする。1年ゼミ等を活用して学生相談室の活動について多くの学生に知らせる。②学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、サロンの利用者数。「学生相談室報告書」における学生相談室の活動報告、研修会の記録等の記録。</p> | <p>①2019年度の学生相談室利用者に関して、来談者実数、来談者延べ数、学生対応数、サロン利用者数の確定値が出るのは、2020年4月以降となる。ただ、2020年1月現在、来談者実数、来談者延べ数、学生対応数、サロン利用者数のすべての項目において、過去最高であった2017年度、2018年度と同等の高い水準を維持している。また、「出会いの会」「学生相談わーくしょっぷ」「女子会」を引き続き開催し、会場一杯の学生たちの参加を得ている。②まだ学生相談室の存在と利用方法についてすべての学生に伝わっているとはいえず、さまざまな機会をとらえて周知していくことが求められている。</p> | <p>A</p> | <p>学生相談室における来談者数、全学生に対する利用率、サロンの利用者数。「学生相談室報告書」における学生相談室の活動報告、研修会の記録等の記録。</p> | <p>事業計画に基づきPDCAを回してください。</p> |